

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（行動指針）

第23版（8月20日～9月12日）

（公社）栃木県サッカー協会
栃木県フットサル連盟

このガイドラインは、政府、栃木県、JFA 及び（公社）栃木県サッカー協会医事委員会及びが作成したガイドラインを参考に、栃木県フットサル連盟での関係者（選手、チーム関係者、審判、役員等）が現時点で自主的に遵守することが推奨される指針で、大会を実施できるように意識を統一することを目的に作成したものです。おおよその目安で強制力を持つものではありません。

国や県、JFA 等の方針や基準が優先され、最終的には栃木県フットサル連盟では選手・スタッフ、関係者、そして観客にとって安全で安心できる環境を最優先とし、感染状況を考慮の上、政府及び栃木県の通達に従って、競技会の中止、延期または無観客試合で対応するようにしていきます。なお、このガイドラインも柔軟に見直し、修正されるものです。

また、**使用施設の利用条件も遵守し、大会等を実施していきます。**

注）JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン第9版（2021/1/19改定参照）

警戒度レベル国ステージ4「緊急事態措置」における対応について

8月20日（金）～9月12日（日）8月17日策定 終期は予定。状況を見て判断。

栃木県における緊急事態措置	
期間 8月20日（金）～9月12日（日）	
実施内容	栃木県が緊急事態措置区域となったことを踏まえ、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項、第2項及び第24条第9項により県民に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。
措置区域	栃木県全域
期間	8月20日（金）～9月12日（日）

1 緊急事態措置における要請等

県民に対する協力要請①（特措法第24条第9項）

赤字は緊急事態措置適用に伴う、新たな協力要請

- 外出自粛
 - ※特に20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している時間や場所を避けること。
 - ※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康維持のために必要な場合を除き、外出自粛
- 都道府県間の移動の自粛
- マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底
 - 「3密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」のそれぞれについて徹底的に回避すること（「会話する＝マスクする」運動（特に会食の場における適切なマスク着用）を展開）
- 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意
 - 1 飲酒を伴う懇親会等
 - 2 大人数や長時間におよぶ飲食
 - 3 マスクなしでの会話
 - 4 狭い空間での共同生活
 - 5 居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室等）
- 体調が悪い場合は仕事を休む
- 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける
- 外出時は、感染のリスクを避ける行動とする
- ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底する
- ワクチン接種者も上記取組を行う

〔来県を検討している皆様への協力依頼〕

協力依頼内容	帰省や旅行など、都道府県間の移動については、極力控えるようお願いしている。どうしても移動が避けられない場合は、感染防止対策を徹底する。
--------	---

県民に対する協力要請②

（特に飲食の際は）

- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を

控える

- 飲食店等の使用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する
- 5人以上の飲食・飲酒やパーティ及びこれに類するものについては自粛する
- 4人以下であっても、普段合わない人との長時間又は酒類を伴う飲食は慎重に判断を
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える
- 「会話する＝マスクする」運動（特に会食の場における適切なマスク着用）を展開

◆ 体育館の対応について

7月29日（一部改正8月1日、8月5日、8月17日）

<共通事項>

以下の対象期間中の県民利用施設の対応（貸館による施設利用を含む）については、原則として以下のような対応とし、使用する場合は施設及び使用形態に応じた各種ガイドライン等に基づく十分な感染防止対策をとるものとする。（始期は7/30以降、指定管理者等と協議してできるだけ早期に実施）

- 対象期間 7月30日（金）～9月12日（日）
- 催物（イベント等）の開催
収容率や人数上限などの開催基準を順守することとし、開催時間は21時までとする。
- 開館時間
施設の開館時間は下表のとおりとする。予約済で20時以降に係るものは、変更・延期・中止等の要請を行う。催物（イベント等）の開催時は、21時までの要請等を行う。
- 対応についての詳細は、各施設の問い合わせ先へ確認のこと。
- 警戒度レベル変更等の場合は、適宜見直しを行う。

施設名	通常の開館時間等	7月30日～9月12日の対応
日環アリーナ栃木	9:00～21:00 休館	原則として休館（予約済みを除く） 予約済みについては共通事項を参照 利用者名簿の提出
県南体育館	9:00～21:00 休館	原則として休館（予約済みを除く） 利用者名簿の提出 37℃以上利用不可
県北体育館	9:00～21:00 休館	原則として休館（予約済みを除く） 利用者名簿の提出
栃木市総合体育館	9:00～21:00 臨時休館 7/31～当面の間	栃木市内在住者のみ利用可能（休館の為、削除） 利用者でアルコールの準備 利用者名簿は団体で保管し、提出が求められた場合にすぐに提出できるように
宇都宮市 スケートセンター	8月31日 利用終了	原則として休館（予約済みを除く） 栃木県内在住者のみ（県外在住者の利用不可） 応援・観客の入場不可（6月1日～） 利用者名簿の提出 館内での食事、軽食、ガム等は不可

※ スケセンにおいては、再三に利用条件が守られていないことを指摘され、（本ガイドラインがチーム全体で共通理解が図られていないようで、スケセン職員の注意時に「利用条件を知らないと言われたこともあった」と指摘を受けたこともあった。

また、2部・3部リーグは前期の日程が終了したこともあり、8/15、8/22の使用をキャンセルした。これにより、8/29日の日環アリーナの2部・3部リーグも中止とした。

<チームでの日常活動時のガイドライン>

活動時間 5時から20時までとする。(特措法第45条第1項による)

使用施設の利用条件を守ること。

- 1 日頃からチーム関係者(選手・スタッフ等)の健康管理に努める。
 - 健康チェックシート(別添)をチームの選手・役員とも各自作成、記入すること。
 - 大会においては、2週間からのチェックシートを用い、起床時の体温測定・記入、体調管理の作成をする。
 - リーグにおいては、月ごとの健康チェックシートを用い、毎日の起床時体温を測定・記入、体調管理の作成をする。
- 2 活動時に、3蜜(密閉、密集、密接)を避ける。
 - トレーニング・プレー中以外は、できるだけマスクをつける。
 - ミーティング時にも最低1m以上離れる。
- 3 手洗い・うがい、消毒の励行
- 4 飲水やタオル等の共有はしない。
- 5 チームから感染者・濃厚接触者が出た場合は、直ちに連盟役員・各チームに報告する。
 - 発症日、感染ルート等
- 6 参加可能な健康状態について
 - 健康チェックシートの当日までの起床時体温及び大会前2週間の健康状態のチェック項目①～⑧のいずれにも該当する症状・状況に問題がない場合
 - 試合開催2週間前から当日までの健康状態において、発症及び症状消失の状況が認められた場合、以下の①および②の両方の条件を満たす状況であれば出場、参加が認められる。
 - ① 発症後少なくとも8日が経過している
 - ② 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後少なくとも3日間が経過している。

なお、上記に該当しない場合であってもPCR検査または同等の検査(Smart Amp法検査等)により、陰性が確認されれば、参加可能とする。

<大会・試合時のガイドライン>

●イベントの開催についての要請

イベント開催時の必要な感染防止策を主催者が徹底するとともに参加者も十分理解すること。

このことから、チーム全員に以下の内容を周知させてください。

- 1 使用体育館の使用規定や条件の確認・遵守(運営担当者)
 - 下記資料(施設の使用条件)を参照の上、当日使用申請時に体育館管理者から確認のこと。
収容率50%以内、人数上限5,000人以下のいずれか小さい方を限度とする。
 - ① 応援・観客の来場は認めない。但し、使用会場の利用制限には従うこと。
日環アリーナ栃木においては、応援・観客の入場をみとめる。
 - ② 更衣室使用の可・不可 → 県南・スヶセンは、更衣室・シャワー使用不可。
 - ③ 会場の換気(1時間に10分間程度)
 - ④ 観覧席での間隔等(できるだけ2m、最低1m)
 - ⑤ 利用者名簿の準備(日環、県北、県南、清原、スヶセン、栃木市総合、足利市民は必須)
チーム関係の応援・観客(幼児を含む)も名簿に記入すること。
- 2 大会当日のチームでの対応
 - (1) 健康チェックシート(別添 チーム・大会関係者用)

- 大会 2 週前からの起床時体温の測定と当日までの健康状態をチェックし記入する。
 - 健康チェックシートの提出（入場者全員） → 未提出者は入場を禁止。
 - 本部・運営委員長へ チェック後チーム返還、最終日には預かり 1 か月後廃棄
- (2) **利用者名簿の提出（チーム登録票に記載された選手、役員、審判員のみ）**
- 利用者氏名、住所、電話番号、当日の体温等（別添）
各チームで役員・選手一覧を作成すること。
- 注）スケセン、県南体育館は、栃木県内在住者に限る。
- (3) 徹底した感染防止等（収容率 50%を超える催物を開催するための前提）
- ① マスクの常時着用の担保
← 個別に注意を行い、マスクの常時着用を求める。
- **選手・審判員（主・2 審）は、試合前アリーナ入場時（ピッチ内アップ）から試合終了後アリーナを出るまで、マスクの着用を免除する。**
 - チーム役員はマスクを着用
 - 3 審・タイマー、オフィシャル、ボールパーソンはマスク着用のこと。
- ② **大声を出さないことの担保 ← 大声を出すものが出た場合、個別に注意ができる。**
- (4) 基本的な感染防止等
- ③ (3)の①、②の奨励
- ①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
- ④ 手洗い こまめな手洗いの励行
- ⑤ 消毒 施設内のこまめな消毒、消毒液の準備（各チームで）、手指消毒
- ベンチ交代時や選手の手指の消毒をすること。
- ⑥ 換気 法令等を遵守した空調施設の設置、こまめな換気（最低 1 時間に 10 分程度は）
- 試合中以外は、窓や出入り口を開放し、換気に努める。
 - 使用中は、窓やカーテン等を開けたままで、プレーをする。（スケセン）
- ⑦ 密集の回避 入退場時の密集の回避（時間差入退場等）、待機場所等の密集回避
- 当面は大会参加申込書に記載された選手・チーム関係者以外の入館を認めない。
- ⑧ 身体的距離の確保
- 大声を出す可能性のあるイベントでは、隣席との身体的距離の確保。
入館者は、グループ間は 1 席（立席 1 m）以上空ける。
 - 更衣室の使用が認められた場合でも、人との間隔を 1 m 以上とり、できる限り会話を控える。
 - マネミ時、最低 1 m 以上離れる。握手等はしない。
 - 選手ベンチの椅子は、横は 1 席空けて、縦に 2 列にする。（19 席を用意）
試合中は個人用として使用する。
スケセンは、1 つのベンチに 2 名までとし、隣と 1 m 以上空ける。ベンチに座れない選手が出た場合は、椅子を用意し対応する。
 - オフィシャル席・記録席も間隔を空けるように設置する。（ピッチ作成参照）
 - 試合前のセレモニー 横 1 列に並んで審判の合図で正面と反対側に礼をする。
 - 自チーム及び相手チーム選手接触禁止。（握手・肩を組む・ハイタッチ・ハグ等）
 - 円陣・写真撮影等は、最低 1 m の間隔を保てば認める。
 - 試合中
 - 得点時のボディタッチ禁止。
 - 選手交代時、ピブスの手渡しは行わない。おおよそ同じ場所から出入りすること。
 - タイムアウト時も最低 1 m 以上離れる。試合再開前の円陣等の禁止

- **大声での声援・指示等をしない。(ベンチからの指示は1名に限る) ←個別に注意**
 - **ベンチからの大声を出しての声援・応援は認めない。 ←個別に注意**
- ・ 試合後のセレモニー 向かい合って審判の合図で礼をする。
自チーム、相手チーム選手との接触禁止（握手・ハイタッチ・ハグ等）
- ・ 審判団も控室で密にならないよう十分に留意する。
- ⑨ 飲食の制限 観覧席で食事をする。
注）スケセンでは、館内での食事、軽食、ガムなども禁止。
- ⑩ **参加者の制限（無観客とする）**
当面はスケセン、栃木市総合体育館、県南体育館は、栃木県内在住者に限る。
- ⑪ 参加者の把握
 - ・ チーム関係の入場者の名簿の提出。（チームの選手・関係者及び応援・観客も含む。）
 - ・ 「接触確認アプリ(COCoA)」のダウンロードや「とちまる安心通知」のLINE友達登録促進、QRコードの提示と読み取りの呼びかけ
- ⑫ 選手の行動管理 選手・関係者等の**応援・観戦者との**接触に関して十分な配慮をする。
- ⑬ 試合前後の行動管理 試合前後の感染防止の注意喚起。**特に、3蜜、マスクの着用**
 - ・ 健康チェックカードの記載・提出、事前・事後感染等の連絡
- ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表 各チームにガイドラインの配布
- (5) その他
 - ⑮ 入退場やエリア内の行動管理 (3)の各項目の徹底
 - ⑯ 地域の感染状況に応じた対応 地域の感染状況に変化のあった場合は柔軟に対応
 - ⑰ 飲水やタオル等の共有の禁止。
 - ・ スクイズボトルの共用禁止。→ 各自のペットボトルや水筒等を使用。
 - ・ クーラーボックスの使用禁止 ← ペットボトルや水筒等をまとめて入れない。

＜リーグ・大会関係者から感染者・濃厚接触者が発生した場合＞

- 1 直ちに連盟役員・各チームに報告する。
- 2 緊急理事会を開催し、その後の対応を協議する。
 - ① チームから発生情報を収集する。
 - ・ 感染者、発症日時、濃厚接触者等の有無、保健所の指導、PCR検査の結果等
 - ② リーグ・大会の開催の可否を協議する。
(JFA「新型コロナウイルスの影響によるJFA国内競技会の開催可否判断基準について」を適用する)
 - ・ 試合エントリー予定数（GKを含む5名以上）が揃う場合、試合実施
 - ・ チームが出場辞退を申し出た場合は、不戦敗（但し、勝点は減点しない）
 - ・ 延期試合の会場の確保を検討 会場確保ができない場合は中止（未消化試合とする）
 - ③ 全チームに協議の結果を連絡する。
(新型コロナウイルスの感染状況については、個人情報保護の観点から、各チームへはBCCで送信する)

本連盟としては、今後も状況を確認しつつ、県や協会の対応等を参考にして、本ガイドラインの遵守及び各会場の利用制限等を守って、リーグ・大会を実施していきます。

※ チームでも利用施設のHPで、利用制限等を確認してください。